

個人情報保護に関する法律に基づく共同利用に関する問い合わせについて

平成19年5月12日
商務情報政策局
情報経済課

平成19年4月11日付けで日本アフィリエイト・サービス協会から別添の照会があった件について、以下の見解を回答いたします。

貴協会から照会があった、共同利用する項目、共同利用する範囲、共同利用の目的及び連絡先の4項目を、あらかじめ貴協会及び加盟者のホームページに公表し、アフィリエイト・パートナーがこれを容易に知り得る状態に保つことは、個人情報保護に関する法律第23条第4項第3号に規定されている「共同利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」に合致し、また、あらかじめ、「本人が容易に知り得る状態に置いている」ものと認められます。

したがって、貴協会からの照会のあった措置については、個人情報保護に関する法律第23条第4項第3号に適合した対応であると考えられます。

※本回答は、照会対象法令の経済産業分野を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。